

< 報道発表資料 >

令和 8 年 2 月 1 8 日

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

京都を彩る建物や庭園の「選定」及び「認定」

京都市では、市民の皆様が京都の財産として残したいと思う京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を「選定」及び「認定」し、リスト化をしたうえで公表しています。

この度、令和 8 年 2 月 1 8 日付けで、新たに 3 件を「選定」し、5 件を「認定」しました。

※ 市民の皆様から推薦のあった建物や庭園のうち、審査会において選定することが妥当と認められ、かつ、所有者の同意を得られたものを「選定」、そのうち、審査会において特に価値が高いと評価されたものを「認定」としています。

- 1 新たに「選定」した建物や庭園 別紙 1 のとおり 3 件（累計 6 3 0 件）
- 2 新たに「認定」した建物や庭園 別紙 2 のとおり 5 件（累計 2 6 0 件）

3 問い合わせ先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

住 所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8（分庁舎地下 1 階）

電話番号：075-222-3130 FAX：075-213-3366

※所有者への取材を希望される場合は、必ず上記問合せ先まで御連絡ください。

（所有者への直接の取材は御遠慮ください。）

(参考)

1 京都を彩る建物や庭園とは？

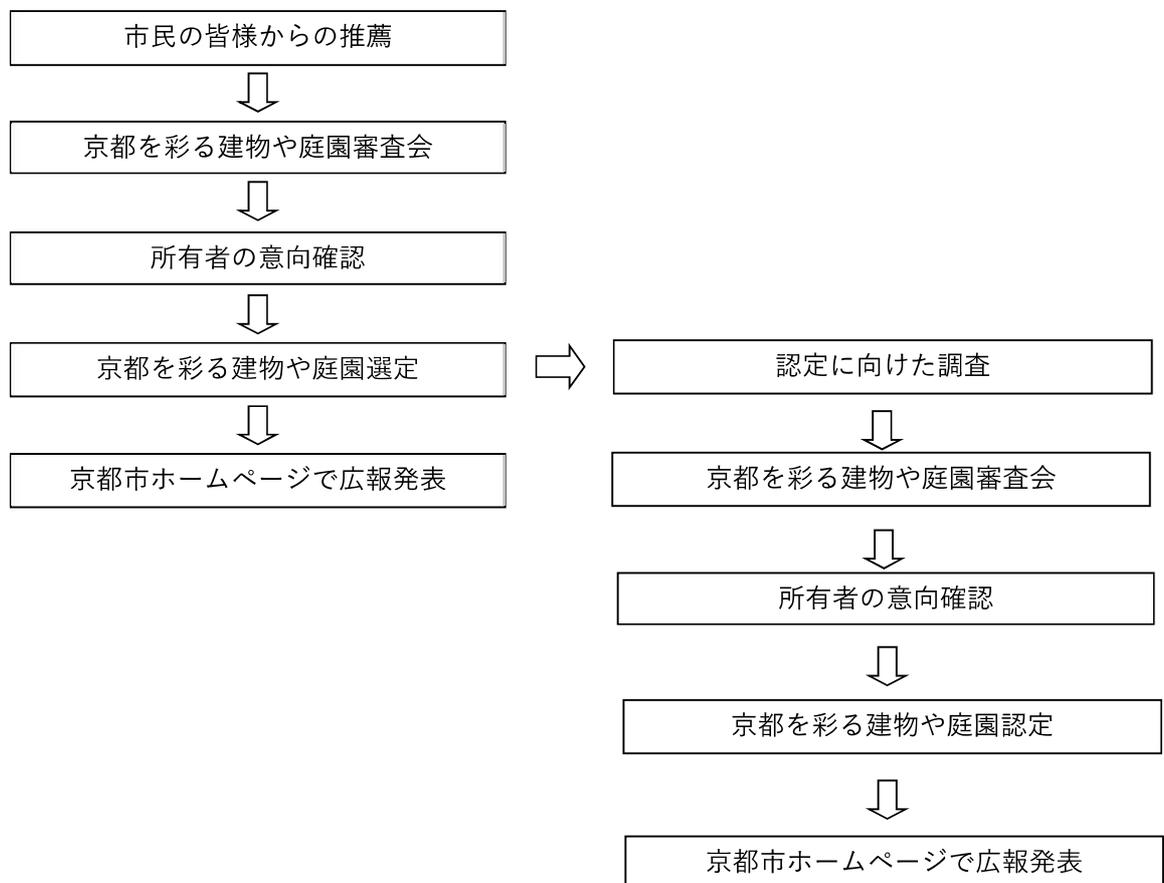
京都市内には、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園が、所有者のたゆまぬ努力により、世代を越えて継承されています。しかし、中には、その存在と魅力が十分に伝わっていないものや、維持・継承が危ぶまれているものもあります。そこで、京都の財産として残したい建物や庭園を市民の皆様から募集し、京都を彩る建物や庭園としてリスト化をすることとしました（平成23年11月に制度創設）。これにより、これらの建物や庭園を、市民ぐるみで残そうという気運を高め、様々な活用を進めることなどにより、維持・継承を図ることを目的としています。

2 対象

京都の歴史や文化を象徴し、世代を越えて継承されている、50年以上を経過した京都市内にある建物や庭園で、市民が京都の財産として残したいと思うもの。

※ 国又は地方公共団体が所有しているものは除きます。

3 京都を彩る建物や庭園制度の流れ



4 京都を彩る建物や庭園の「選定」・「認定」後について

(1) 「選定証」・「認定銘板」の授与

選定	認定
<p>北山杉で作製した選定証をお渡しします。</p>	<p>漆塗りに、書家の杭迫柏樹氏（京都市文化功労者）に揮毫いただいた「彩」の文字を蒔絵で表現した認定銘板をお渡しします。</p>
	

(2) 「所有者向け研修会」の開催

所有者が抱える悩みや知恵を共有いただき、更なる維持・活用を図るための知見を深める機会を提供します。

(3) 「彩る通信」の発行

各所有者の取組事例などを紹介するリーフレット「彩る通信」を発行します。

(4) 義務等の制限

現状変更や所有権移転に対して、何らかの義務を課すものではありません。

※ 上記(2)から(4)については、「選定」「認定」どちらも共通です。

別紙1 新たに「選定」した建物や庭園

NO	選定番号	区	選定名称	推薦理由（抜粋）
1	第 15-013 号	上京	<small>た なかけ</small> 田中家	明治の終わりから大正初期にかけて建てられた。玄関廻りは土間、壁、天井など、随所に当時の面影が色濃く残っている。特に玄関を入れてすぐの空間、井戸などは、大正初期の造りであると考えられる。
2	第 15-014 号	東山	<small>みやがわちやう やど さわい</small> 宮川町の宿 澤食	明治期に建築された珍しい三階建の町家で、内装もその多くが当初の仕様のまま残っている。お茶屋の建物だったが、現在は宿泊所として使用している。日本文化を理解しそれを愛する欧米の特に支持されており、フランス本国で発行されているミシュランガイドにも旅館として掲載されている。
3	第 15-015 号	左京	<small>こしまけ</small> 小島家	明治時代に建てられた建物。一文字瓦、真壁造の意匠が揃い、京町家の影響を受けた農家建築の形式をとる。庇の梁は重厚な趣きがあり、古い建具が残る。その奥には昭和初期の建物など2棟が建つ。現在も住宅として維持されている。

認定番号 第259号			
選定番号	第4-004号	名称	びいきょうと be 京都
<p>西陣地域の上京区安楽小路町に所在する。町名は平安後期に藤原基頼が持仏堂として安楽光院を建立したことに由来する。文明9年（1477）に尼門跡の光照院が移転し、be 京都は境内の南東に接する。天明8年（1788）に天明の大火によって光照院は焼失し、翌年再建されている。</p> <p>建物は表屋造形式をとる。東側の通りに面して正面を向ける2階建て、南側に背面に建つ長屋への路地がとられている。居住棟の1階部分は最も古く、2室の8畳間を設ける。奥庭に面する奥の部屋は座敷に当たり、北側面に床と、違い棚を持つ床脇を備える。この2室には入側の機能を果たす畳廊下がつくられる。2室の天井は繋がっており、部屋境に竹の節欄間が設けられる。欄間と床脇部分には1尺半のずれがある。一続きの空間を竹の節欄間で区切る形式は寺院の方丈などに見られるものである。手前の8畳間の押入内壁からは文政13年（1830）の年記のある紙片が見つかっている。部材の古さからも寺院建築に由来する近世に遡る遺構である可能性が推測される。</p> <p>居住棟の2階は4室からなり、北西室には床と床脇が残る。閉鎖登録簿では明治43年（1910）に登録され木造2階建ての建物が確認できる。2階は部材から同時期に遡る可能性が高い。表屋部分は本2階に近い階高を有し、2階は中央部分が吹抜けとなっている。聞取りでは建具商が営業していた時期があるとされ、商品置場とした可能性が推測される。詳細は不明だが、明治末に遡る遺構と判断しておきたい。表屋と居住棟の間には屋根が架けられ、北側壁面には縦方向に棧がはめられている。これは壁面を保護する形式に類似し、貯蔵の空間であったことが推測される。平成18年（2006）には、ギャラリーとして活用するために、2階に小窓を開け1階を格子を嵌めるなど、ファサードの改修がなされた。</p> <p>座敷部分は近世に遡ると推測される建物で、各時代に増改築を行いながら継承されてきた。西陣地域に残る、特徴的な歴史的な重層性を示す町家として重要である。</p>			
			

認定理由

認定番号 第260号			
選定番号	第14-005号	名称	たけだやくひんきょうとやくようしょくぶつえんでんじとう 武田薬品京都薬用植物園展示棟 きゅうたなべてい (旧田辺邸)
<p>武田薬品京都薬用植物園展示棟（旧田辺邸）は、明治41年（1908）、田辺貞吉の邸宅として兵庫県住吉村（現神戸市）に建築された。田辺は、沼津藩士の家に生まれ、東京府師範学校校長などを経て、明治14年（1881）に住友本店に入社した。住友銀行総支配人をつとめ、引退時に建てたのが旧田辺邸である。当初は洋館と和館からなる構成で、洋館の設計は野口孫市による。野口は住友本店臨時建築部に入社し、住友家須磨別邸、伊庭貞剛邸（現住友活機園）など住友関係の建築を手掛けた。アーツ・アンド・クラフツ運動の影響を受けた作品を残しているが、旧田辺邸もその一つであった。大正4年（1915）に旧田辺邸は住友分家の新居となり、洋館を残して和館は改築された。その後も大正14年（1925）に住友本家の邸宅となり、敷地内で曳家されたが建物は継承された。平成7年（1995）の阪神淡路大震災によって被害を受けて取壊される予定であったが、指宿真智雄氏らの保存運動の結果、同9年（1997）に武田薬品の支援を受けて同社の京都薬用植物園に迎賓施設として移築されることになった。その後、園内で曳家され展示棟として活用されている。</p> <p>建物は木造2階建てで、勾配の強い葺瓦葺の屋根である。外壁はハーフティンバーで、南側面の2階部分はシングル葺の仕様とする。被災時の建物は大きな増築がなされていたが、一部増築部分を含む当初の空間が移築された。方位はほぼ踏襲されており、北側に玄関を配して、階段を設けた玄関ホールを設ける。当初、ホールの東側は書斎であったが、移築時に両室をつなげて広いホールとした。ホール南側にラウンジ（旧食堂）、テラスが配置される。2階は階段室の周囲に寝室、客室であった3室が配置され、北側室が玄関ポーチの上に載る構成となる。最も意匠的な見どころとなるのは2階東側室である。台形状のイングルヌックの入口をアーチの壁面で区切り、釉薬タイルを用いた木製マントルピースを備えている。天井は、木製の棧で長亀甲紋と正方形の模様をつくる装飾的な意匠である。これら内装材は移築時に極力再利用された。一方、構造材は震災による被害を受けて、当初よりも径の太い新材を用いている。</p> <p>神戸に建てられた野口孫市のアーツ・アンド・クラフツの影響を受けた住宅作品として貴重であることに加え、各所の努力により大震災の被害を乗り越えて移築再生した歴史的建造物の保存事例としても重要である。</p>			
			

認定理由

認定番号 第261号			
選定番号	第12-020号	名称	ちの はち えもん け 地野八右衛門家
<p>地野家が所在する西野地区は、中世には野村郷に属した。文明10年（1478）から天文元年（1532）には、蓮如上人が築いた山科本願寺の寺内が所在していた。現在、地野家の所有する農地には山科本願寺の寺内跡も含まれる。近世には同地は西野村となり、旧山科郷の地域は「禁裏御料」となった。明治22年（1889）に旧村が合併して山科村となる。地野家の過去帳等には、享保15年（1730）に没した初代当主「源兵衛」の名が確認される。家伝によれば檀那寺である西宗寺が江戸時代に焼亡したが、その近隣にあった地野家も罹災して、現在地に移転したと伝わる。現在の本堂は弘化元年（1844）の再建であり、地野家が現在地に屋敷を構えたのも同時期の可能性が考えられる。</p> <p>東西の通りに面した敷地の北側部分に主屋を建て、西側に門を構える。門を入ると燈籠や飛石を配した庭の西側から主屋入口へとアプローチする。主屋の南西に納屋、敷地の南東には離れが建つ。納屋には梁の墨書から明治15年（1882）の建築と確認される。主屋は棧瓦葺のつし2階建てで、2階には改変された部分もあるものの、むしこ窓を設け、屋根に煙出しを載せる。西側に土間を配し、耐火煉瓦を用いた5口の改良型カマド（クド）を備え、上部の吹抜けと合わせて内部空間の見所となっている。ハシリ土間の柱や繋ぎ梁の意匠は、むしこ窓の外観とともに、京町家の影響を感じさせる。居室部分は食い違いの四間取り平面である。上手表側がブツマで、床、違い棚、仏壇を備える。土間境のゲンカンには提灯入れ、ダイドコロには神棚や水屋箆筥が残り、農家建築の内部空間を良く伝えている。主屋には年代に関する資料がないが、部材から納屋と同時期の明治前期の建築と推測される。離れは、棧瓦葺き、平屋建の建物である。床と違い棚を備える6畳間を中心とする。御幣から昭和38年（1963）の上棟と判明する。離れの建設以前には、庭の南側には畑地が広がっていたという。</p> <p>地野家は明治前期の建物と考えられる山科地域の旧家の農家建築である。内部空間も改変が少なく、土間の空間を良く伝える貴重な建物である。</p>			
			

認定理由

認定番号 第262号			
選定番号	第12-001号	名称	つじさわげ 辻澤家
<p>仁和寺境内の西側に所在し、敷地北側は江戸時代に仁和寺の「御室八十八か所霊場」の遊歩道に接している。御室八十八か所は、江戸時代に仁和寺の裏山に四国の八十八か所を模して造られた巡礼路である。京福電鉄嵐山線が大正15年（1926）に開通し、郊外への開発が及んだ地域である。西陣で絹糸の間屋業を営んでいた辻澤廣太郎氏が、静養を兼ねて昭和16年（1941）に同地を購入したという。</p> <p>敷地南側に表門を構え、西寄りに主屋と茶室、東寄りに離れが建つ。主屋の北側には主庭をつくる。瓢箪型の池を配して小さな中島をつくり石橋を架ける回遊式の庭園である。この池は昭和4年（1929）の地図には既に記されている。斜面となる北側面の中ほどに末廣大明神と呼ばれる不動明王を刻した石碑が祀られ、昭和8年（1933）の銘が残る。戦後に位置を移動しているが、池と同様に購入以前からのものと考えられる。その東寄りには石造の室が残る。池の周囲に園路が設けられ、燈籠や石塔が配置される。モミジやコナラなどの高木の植栽を背景として、池の周囲をめぐる庭となっている。</p> <p>主屋は、棧瓦葺、2階建てで、御幣から昭和17年（1942）に上棟したことが分かる。当初は平屋建てであったが、昭和43年（1968）に2階を増築している。東側面はむしこ窓をつくる外観。南側面に玄関を設け、東西に中廊下を延ばす。主庭に面する廊下北側に座敷と次の間、水まわり、南側に仏間や家族の居室を配する。庭との関係を重視した変則的な中廊下型平面である。廊下の東端に、主屋と同時期に建てられた別棟の茶室「衣翠庵」を接続する。4畳半の小間で主屋側に水屋をつくり茶道口を開き、南面に躡り口、東面に貴人口を設ける。床柱には節のある磨き丸太を用いる。離れ「不弧庵」は昭和38年頃の建築で、主庭、南側庭に面する南北両側に縁廊下を配する。鏡板の舟底天井など、戦後の良質な数寄屋の意匠が残る。</p> <p>辻澤家は、林を背景とした広い庭園を中心として、庭との関係を配慮した主屋、茶室、離れをつくる。仁和寺周辺の歴史的風致にも溶け込んだ、西陣の旦那衆による別荘的な性格をもつ邸宅として重要である。</p>			
			

認定理由

認定番号 第263号			
選定番号	第2-064号	名称	ふせけ 布施家
<p>京都市伏見区の久我地域に所在する。鴨川、桂川が合流する地点の右岸に位置する。同地域は水利が豊かな一方で、水害も多発したため、石積の上に蔵を築く段蔵や、水害時に備えて小舟を軒先に吊るす習慣が見られる。布施家は江戸後期に、菜種油業のための適地を求めて乙訓郡鶏冠井村からこの地に移転してきたと伝わる。広い農地を所有し、原材料の菜種は米との二毛作により収穫された。菜種油は燈明油としての需要が多く、京都市内の寺院に納められたという。加えて、菜種の種を取った後の菜の花を利用して、「久我菜漬け」の製造販売も行なつたとされ、現在では当地の特産品となっている。昭和に入ると石油が普及し、精油は昭和13年（1938）頃に廃業した。</p> <p>通りに面して石垣を積み、長屋門と段蔵形式の土蔵が建つ。長屋門をくぐると主屋があり、敷地の奥には3つの土蔵を建てる。主屋は木造棧瓦葺、2階建てで、東側に土間を配し、2列に5室を設ける。棟札から明治5年（1872）の建築と判明する。ハシリ土間には、5口のカマド（クド）が残る。下手の表側室は式台の間で、その上手が8畳座敷となる。両室の境には近江八景の彫刻欄間を嵌める。座敷は絞丸太の床柱とする床と、違い棚を備える。土間の下手側に菜種油の製造の空間が残る。かつては種を蒸した後、臼で絞る作業が行われた。菜種油は玄関土間に甕を埋めて保存した。その南側には明治6年（1873）建築の段蔵が接し、菜種を貯蔵する種蔵として用いられた。長屋門は明治期の建築と考えられ、西側部分は大正後期頃に居室として改修された。主屋との間に庭をつくり、座敷からの眺めを意識してクロマツや燈籠を配する。主屋の背面には奥庭を配し、敷地奥に衣装蔵と米蔵が建つ。</p> <p>布施家は久我地区に残る明治初期の農家建築で、同地域特有の水害に備えた石積みが見られる。生業であった菜種油の生産空間を始め、明治期に整えられた規模の大きな屋敷構えを良く伝えており、高く評価される。</p>			
			